



いよいよ始まる!!ケアラー支援条例



ケアラー支援フォーラム2019には全国から60名が参加した

2019年12月7日、LMJ 東京研修センターで、ケアラー支援フォーラム2019「いよいよ始まる!!ケアラー支援条例」が開催され、県や市区町村の条例化にかかわるシンポジストから、ケアラー支援条例成立に向けた動きが加速している現状および条例骨子案のポイントについてうかがいました。また、60名の参加者とともに、提示された条例骨子案について意見を出し合うワークショップを行いました。以下、編集部で、フォーラムの様子を要約して報告します。

●シンポジストからの報告●

全国で初めての条例策定が進む埼玉県

○吉良英敏さん(埼玉県議会議員、自民党ケアラー支援条例PT事務局長)

埼玉県の条例は、他の自治体と比べて議員提案政策条例が非常に多いのが特徴です。最近では、虐待禁止条例や手話言語条例などがあります。今回のケアラー支援条例も議員提案によるものです。

条例案の提出までは、①議員からの政策検討依頼→②政策検討事項の必要性等の審査→③PT設置の了承→④PTにおける調査・研究・団体への意見聴取・

執行部との調整・条例原案作成→⑤パブリックコメント(パブコメ)開始・実施→⑥パブコメ精査・条例原案の修正→⑦条例案の議会提出、という流れとなっており、ケアラー支援条例は、現在④の段階で(2019年12月7日時点)、今月中(12月中)に⑤のパブコメ開始となる予定です。ケアラー支援の流れは、「①ケアラーを発見し顕在化する(潜在的なケアラーを顕在化する)」 「②ケアラーを顕在化したらケアラーの抱える課題を聴き取った上で支援制度等へつなげる」 「③ケアラーを具体的に支援する。各分野で情報共有を行い、よりよい支援を検討する」の3つのステップに分けて考え、これを土台に条例の骨子案を作りました。現在、「目的規定について」「定義について」「ヤングケアラーについて」の3項目についてどのような文言でまとめているかについてはまさに検討中です。本日のワークショップではぜひご意見をお聞かせください。

※フォーラム当日は「条例骨子案」だったが、その後、条例案は2020年2月定例会へ提出された。3ページ「埼玉県で全国初のケアラー支援条例制定へ」についてもご参照いただきたい。



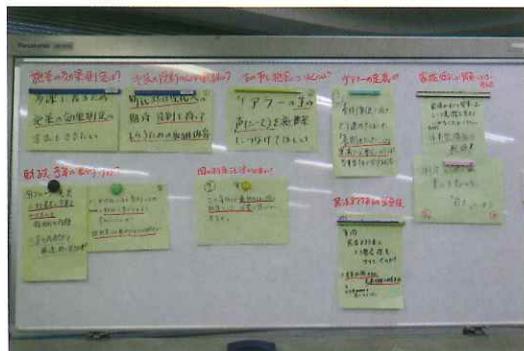
町長が公約で「ケアラー支援条例」を掲げている 北海道栗山町

○吉田義人さん(栗山町ケアラー支援推進協議会
条例策定委員)

栗山町では、2011年にはケアラーの全戸調査を実施し、ケアラー支援の長年にわたる取り組みを行ってきました。ただ、行政の個々の取り組みだけでは足りない。行政は事件や事故が起きないとなかなか動かない、という現状があります。例えば、ケアラー支援の取り組みをしている地域を見てみると介護殺人・心中が起きて初めて取り組み始めたという流れになっていることが多いです。また、人(首長や担当者)が変わるとサービスも変わってしまいます。そのような現状では、継続的にケアラーを支えることはできません。継続的な支援を考えた時、条例制定が必要となります。そこで、条例の必要性を町長に働きかけ、現在の町長に、ケアラー支援条例を公約に掲げていただきました。条例制定に向けては、「どこが発議するのか」「行動の義務化の難しさ」「長寿社会のコミュニティへの想像」など多くの課題がありますが、まだまだ議論している最中であり、今日は皆さんからご意見をいただきたいと考えています。

●ワークショップ●

シンポジストが示した条例骨子案に対して、「ヤングケアラーの支援について取り組んでほしい」といった注文や、「市民活動だけでは限界だったので条例化に期待」「市民教育やカフェが増えるかもしれない」といった期待が寄せられました。※ワークショップでの意見は、埼玉県条例にも反映された。3ページ「埼玉県で全国初のケアラー支援条例制定へ」を参照いただきたい。



グループごとに出たさまざまな意見

◆広島・三原で講演会を開催◆



2020年2月2日、日本ケアラー連盟は男性介護者四木の会と家族介護者サポートネットワークはぴねすとの共催で、広島県三原市内において第3回ケアラー支援講演会in広島を開催しました。

専門職やケアラーなど48名の方々が参加。ケアラー連盟会員でもある県立広島大学保健福祉学部講師の手島洋先生による基調講演の後、福祉ネットワーク尾道代表の大西理恵さんが自閉症の娘さんとのこれまでの歩みを、男性介護者四木の会の湊崎正治さんが認知症の奥さんの介護体験を話され、率直な語りに会場は引き込まれていました。

最後のコメントでは、井野口病院相談人の隅原聖子さんがそれぞれの講演を振り返りながら、高次脳機能障害の家族のつどいを開催してきたご自身の体験と思いを披露。

共催団体としては、ケアラーを支援するとはどういうことかの枠組みが示されたうえで、ケアラーの固有の体験が生の声で語られることの意義を再確認し、また私たちのメッセージがしっかり届いた手ごたえも残る講演会となりました。

広島ではまだ「ケアラー」という言葉にも「ケアラー支援」という視点にもなじみがない人が多い一方、第1回、第2回の講演会に参加された議員が去年は県議会でもケアラー支援について質問してくださいました。ケアラー支援関係者への講演依頼や報道も着実に増えており、これからも多様な当事者の声を拾いながら、ケアラー支援への理解を広げていきたいと思っています。(日本ケアラー連盟代表理事:児玉真美)



埼玉県で全国初のケアラー支援条例制定へ

日本ケアラー連盟代表理事 堀越栄子

●画期的な条例制定●

この通信がみなさんのお手元に届く頃には、埼玉県議会2月定例会で、議員提案により「埼玉県ケアラー支援条例」が制定されているはずである。日本にケアラー（介護者）を支援する法律がまだ制定されていない中で、全国で初めてのケアラーを支援する条例が制定されることは画期的である。

●条例が制定されるまで●

連盟では、ケアラーを支援する法律を制定する活動とともに、2017年からは、「支援法・条例制定PT」を設置し、条例制定にも力を入れてきた。国レベルでは「自由民主党ケアラー議員連盟」との意見交換を続けていたが、都道府県レベルでも働きかけを継続していたところ、埼玉県自民党県議団が条例制定に取り組むこととなった。

2019年6月には、県議団が「ケアラー支援条例制定に向けたPT」を立ち上げ、外部講師（日本ケアラー連盟）や県執行部による勉強会、国会調査や団体ヒアリング等を重ね、条例骨子案を作成した。前述のケアラー支援フォーラム2019ではPT事務局長の吉良英敏議員が条例案の説明をし、ワークショップではさまざまな感想・意見が寄せられ、それらを反映した「埼玉県ケアラー支援条例（案）」について、自由民主党埼玉県支部連合会は12月25日から1ヶ月間、県民コメント（県民以外でも可）、いわゆるパブリックコメントを募集した。連盟はコメント提出について全国に呼びかけ、連盟としてもコメントを提出した。その後、条例案は2月定例会で提案説明が行われ、3月6日の福祉保健医療委員会で全員賛成で可決された（3月27日には本会議で可決される見通しである）。なお、条例案には、後述（4ページ）の「政策提言パンフレット」を活用していただけだと自負している。

●条例の内容とコメント●

県民コメントに供された条例案（12/25）は、次の14条からなっていた。

1 目的、2 定義（ケアラー・ヤングケアラー・関係機関・民間支援団体）、3 基本理念、4 県の責務、5 県民の役割、6 事業者の役割、7 関係機関の役割、8 ヤングケアラーと関わる教育機関の役割、9 ケアラーの支援に関する推進計画、10 広報及び啓発、11 人材の育成、12 民間支援団体等による支援の推進、13 体制の整備、14 財政上の措置、である。

連盟から提出したコメントからは、以下の内容が最終案に生かされた。

●ケアラーの定義は、「継続的に介護（略）を提供する者」となっているが、ケアラーの支援は初期段階の支援が重要なので、「継続的に」は削除してほしい。具体的な支援についてはアセスメントをして決めれば良い。●民間支援団体の定義に、「ケアラーの支援を行うことを主たる目的」とあるが、中間支援団体が排除されるので、「主たる目的」は削除してほしい。●基本理念は、もう少し、ケアラー支援の特徴を踏まえた内容にしてほしい。とくにケアラーの孤立防止は盛り込んでほしい。

●今後必要な取り組み●

ケアラーの支援は、多様なケアラーの認知、共通する固有の問題や支援ニーズの理解などケアラーに焦点を当てて支援する必要がある。条例制定は、そこに道を開くものであり、大いに歓迎したい。連盟としては、今後条例がスピード感を持って実行されるよう、執行部がいつ誰とどのように推進計画を立てて具体的にケアラー支援を進めるのか、また、より住民に近い市町村の取り組みがどのように進むのか注視し、また、他の自治体にも条例制定に取り組んでいただくよう働きかけ、協力していきたい。

※本稿は3月15日現在の執筆です。



◆ヘレンさんをお招きして◆

2020年1月25日 成蹊大学国際交流会館にて、「ヤングケアラー勉強会」が行われました。参加者は、研究者をはじめ、ヤングケアラー当事者、支援者など、約30名が集まりました。

主宰の成蹊大学の澁谷智子先生の進行のもと、イギリスでヤングケアラー支援を手がけるチルドレン・ソサエティ・インクルード・プログラムのヘレン・リードビターさんから具体的なお話を伺いました。

ヘレンさんが何度もおっしゃっていたこと。それは、「子どもの声を聴くこと」です。その声を出発点に、実態調査、法整備、資金づくり、具体的な支援ガイドの作成、ピアサポートのネットワークづくり、教職や福祉・医療の専門職へのトレーニング、学校や行政機関との連携づくり等をしていくことの課題や気づきを教えていただきました。後半に小グループでヘレンさんのお話に対しての感想や日本でのヤングケアラー支援のあり方に関する検討をする時間を設けました。ケアや学業、進路について悩む子どもたちが、安心して話せて、相談できる仕組みづくりの必要性を再確認した機会になりました。(日本ケアラー連盟理事：田中悠美子)

◆政策提言パンフレット改訂版を発行◆

日本ケアラー連盟は、2019年10月、「ケアラーを社会で支えるために～ケアラー支援法・ケアラー支援条例を(政策パンフレット)」の改訂版を発行しました。国・都道府県・市町村がとるべき具体的な支援について掲載しています。頒布価格は500円。お問い合わせはメール (info@carersjapan.com) で。



◆寄付をいただきました(2019年度)◆

浅野一恵、天野裕、石坂和代、上本ふく江、大塚加奈、児玉幸弘、竹村雅夫、中津原俊子、中山英、中山ゆかり、根橋知宏、東一邦、東一邦(妹)、堀越栄子、八幡初恵(以上、敬称略)、匿名希望5名

訃報

2019年12月7日、日本ケアラー連盟設立当初から理事をつとめられた東一邦さんが逝去されました。連盟では、発行物のデザインや編集を担当しており、「日本ケアラー連盟通信」の編集長でもありました。闘病の最中、「政策提言パンフレット」の改訂には最後まで関わっておられ、12月7日開催のケアラー支援フォーラムについても最後まで気にかけておられました。心よりご冥福をお祈りいたします。

《日本ケアラー連盟は、いっしょにケアラー支援の活動をする仲間を求めています》

日本ケアラー連盟は、ケアラー、ケアラーを気づかう人、ケアラーのかかえる問題を社会的に解決しようという志をもつ人びとが集い、ともに生きる社会をつくることをめざします。

●会員になるには
一般社団法人日本ケアラー連盟の目的および活動に賛同して下さる方(個人)は、どなたでも申し込みできます(会員は法的には「社員」と呼ばれます)。
〈年会費〉正会員(社員)：5,000円/年 *総会の議決権があります。
 応援会員(個人)：1口 2,000円/年
 応援会員(団体)：1口 10,000円/年
〈定款〉 <https://carersjapan.jimdo.com/> 入会/
〈入会申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。
 <https://carersjapan.jimdo.com/> 入会/

●寄附をするには
一般社団法人日本ケアラー連盟は、会費と寄附により運営されています。1口3,000円から、何口でもご寄附いただけます。
〈寄附申込み〉 FAX (またはEメール)でお申し込みください。
 <https://carersjapan.jimdo.com/> 寄附のお願い/
【会費・寄附入金先】
郵便振替 口座番号：00100-9-789904
 加入者名：一般社団法人日本ケアラー連盟
銀行振込 みずほ銀行新宿中央支店 口座番号：2958743
 (普通) 口座名：一般社団法人日本ケアラー連盟
★ FAX 03-5368-1956
★ Eメール info@carersjapan.com